

『子どもの権利条例（仮称）素案』へのパブリックコメント（一般）【参考意見】

（提出者人数：22人、意見件数：69件）

【参考意見】

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
1	前文	「子どもたちのことば」は、子どもたちが条例を自分たちのためのものだと感じられるようにするためにも重要なので、ぜひそのまま採用していただきたいと思います。
2	前文	子供の権利と言う一見聞こえのよい、税金の無駄遣いではないでしょうか。 Colabo問題のように、左翼団体への資金の流用が指摘されていますが、透明性はあるのでしょうか。
3	前文	この法律を通す事で補助金にたかる業者が増えるだけだと思うのでこんな条例はいらない。
4	前文	後半、「わたしたち子供は～」と、言う文章は誰が発した言葉なのか？ 限定的な発信を、今の子供達に未来の子供達と大人にも誓わせる行為は、自由や人権や民族を廃らせる行為となると私は思います。 とても危惧する行為まで発展する可能性がある危険なものですのでやめたほうが良いと意見を申し上げます。
5	前文	「わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」 こんな条例が必要なくらい武蔵野市の子供達全員が不幸なのでしょうか？ 子育てしている親達に失礼だと思います。
6	前文	昨今の武蔵野市の言動や行動に疑問を感じます。 怖いので個人情報取得するのはやめてください。 子どもの権利条例は不要です。
7	前文	誰一人取り残されてはいけなくと強く明記 人種や性別、年齢などの、どのような理由によっても、と、具体的にあった方がよいのでは？ すべての大人はかつて子どもだった こどもは必ずおとなになる 未来の大人として子どもは受け止められるべき
8	第1章 総則	子供を子どもと呼ぶのはやめたほうが良いと思います。 この呼び方が法律的に問題があるなら 最初から、条例を作らない方が良いと思います。
9	第1章 総則	そもそも子供のためでなく、反日勢力に金がいくような仕組みを作りたいのでしょうか。あってはならない。
10	第1章 総則	「児童の権利に関する条約」は、日本の現状には当たらない内容です。 大学教授の勝手な解釈を武蔵野市に当てはめる事には反対です。
35	第1章 総則	子どもの権利条例は不要です。
12	第2章 保障すべき子どもの権利	子どもの権利条例は不要です。
13	第2章 保障すべき子どもの権利	これらの項目は全て不要。憲法により基本的人権が保障されており、それを周知すれば良いだけです。

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
14	第2章 保障すべき子どもの権利	いずれも大切な権利ですが、特に「子どもが休む権利」については、子どもの権利条約31条で保障されているにもかかわらず必ずしも十分に注目・理解されていないので、ぜひ規定していただきたいと思います。韓国でも、 「子どもにとって休むことは、健康的なアイデンティティの確立のみならず心理的幸福感を高めることにとっても重要な要素で、子どもの心の健康のために必要不可欠な時間である」 などとして、民間団体が「子どもにも休みが必要です」キャンペーンを実施しています。このような権利を条例に明記することで、子どもたちも、きついとき、辛いときには休みたいと言ってもいいんだと感じられると考えます。子どもたちがこのように感じられることは、子どもの心身の健康を守り、精神的問題による重大な被害を防止するためにも必要不可欠です。
15	第2章 保障すべき子どもの権利	結果的に、市の条例の活動で 心を追い詰められて、未来を閉ざされた 人が出た場合、市はどんな補償をするのでしょうか？ 権利の主張を押し付ける行為が 発生すると思われます。
16	第2章 保障すべき子どもの権利	自分および他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。 憲法12条に関して、解説に明記して下さい。
17	第2章 保障すべき子どもの権利	休む権利と言いながら、不登校を助長してしまいませんか。
18	第2章 保障すべき子どもの権利	また休む権利というのは、裏を返せば毎日学校に行っていること自体が権利侵害だということになり、非常に危険な考えです。休む子供に必要なのは自由に休ませることではなく、まずなぜ休むのか一人一人と向き合うことです。休みたいという子供をただ休ませるのは、子供が抱える問題を放置することになります。これが子どもの最善の利益につながるとは到底思えません。
19	第3章 子どもの権利を守るための役割	子どもの権利条例は不要です。
20	第3章 子どもの権利を守るための役割	子供に権利ばかりを教えて、義務を教えないのは、大人として間違っていると思います。 市民の役割が行政の役割の押し付けになっています。 市の役割も市民の役割と同じ内容にして下さい。市の役割に逃げ道を作るのは間違っていると思います。 子供に虐待するような保護者が、こんな条例何か見もしませんよ。 それってずっと役所や児童委員の課題です。分かってるのに普通に暮らす市民や子供を巻き込まないで下さい。
21	第3章 子どもの権利を守るための役割	市の役割は年齢層に限らず、市民のための政治をすることです。ここで言う市民と言うのは、その国の国民を指します。 私はヨーロッパに住んでおりましたが、その際に移民政策の失敗を目の当たりにしております。治安の悪さ、経済の不安定さなど、例をあげればきりがありません。外国人のために動いている現市長を見ていて、ヨーロッパ在住の私の友人も武蔵野市の未来をかなり心配しています。
22	第3章 子どもの権利を守るための役割	本当に条例を作る意味がわからない。
23	第3章 子どもの権利を守るための役割	この項目は不要。家庭や学校における子どもと保護者または学校などの権利バランス、権利侵害について規定するのは筋違いである。 重要なのは権利云々ではなく明らかな犯罪、例えば育児放棄や家庭内暴力、学校でのいじめなどを取り上げるべきだが、これについては第六章にて言及されている。

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
24	第3章 子どもの権利を 守るための役割	2つ目の趣旨について 学校施設は、空き教室も少なく、余裕のある人員配置もなされていないため、都や市の財政措置によるところが大きく、学校だけで具現化できません。そのため、居場所という言葉の明記には、慎重が必要だと思います。以下のような表記がよいと考えます。 ★育ち学ぶ施設は、都や市が定めた財政的支援のもと、子どもが育ち、よりよく学ぶための環境を整えられるように努めることが大切です。 ★育ち学ぶ施設である学校は、一人ひとりの子どもが安心して通えるように、教室内での心理的環境や物理的環境を整え、学校全体で子どもを支えていくよう努める必要があります。 ★育ち学ぶ施設である学校は、子どもが学習する機会を提供します。特に、子どもが意思表示できる児童会活動の活性化を促進し、よりよい学校づくりに進んで参画しようとする態度を育成することに努めます。
25	第3章 子どもの権利を 守るための役割	3つ目の趣旨について 学校の校則が話題になっていますが、きまりは、子どもの望ましい人格形成を目指して、生活指導に生かされています。そのため、条文では学校の悪印象を与えますので、以下のような文言が適切だと思います。 ★育ち学ぶ施設である学校は、子どもの人格形成を目指し、発達年齢に沿った生活指導が行えるように努める必要があります。そのため、学校のきまりについても、発達の適時性に基づいて設定されるように努めます。
26	第4章 子どもを支える 人々への支援	子どもの権利条例は不要です。
27	第4章 子どもを支える 人々への支援	この予算は武蔵野市民による税金が財源と思われるが、費用対効果を数値として市民に報告できますか。例えば学校、教育委員会、児童相談所のスキームの是正や権限向上のための投資ならわかるが、条例案の記載内容ではいまいち何に税金が使われるのか不透明。予算を取るなら市民に対しそれなりの説明が必要。
28	第4章 子どもを支える 人々への支援	貧困世帯、外国人世帯への逆差別政策は、それ自体が差別を生む事を理解して欲しいです。こども基本条例では教育基本法に則るとあります。条例内容を精査して下さい。
29	第4章 子どもを支える 人々への支援	より具体的な確約を目指してほしいので以下のような文言を希望します。 2つ目の趣旨について ★市は、育ち学ぶ施設の主体性が損なわれることのないよう配慮しつつ、子ども一人あたりに保証されるべき物理的環境を確約し、財政的な支援の推進を確約します。 3つ目の趣旨について ★市は、育ち学ぶ施設の職員一人あたりが指導・支援する子どもの人数を見直し、職員が、適切な子どもの人数を指導・支援できる財政的支援の推進を図ります。
30	第5章 子どもにやさし いまちづくりの 推進	子どもの権利条例は不要です。
31	第5章 子どもにやさし いまちづくりの 推進	学校教育は教科書や教師の多くが日本を嫌いになるような自虐史観だらけですから学校以外の居場所では、日本を好きになるような教育をお願いします。

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
32	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	「外国にルーツを持つ子ども、障害のある子ども、性的マイノリティ(LGBTQ+)の子どもと保護者」との記載があるが、これらを同列に並べるのはおかしい。全くの別もの。 健常者が障害者へ寄り添い支援するのは当然だが、外国にルーツをもつ人に日本人が寄り添う必要はない。さも外国にルーツを持つことを「ハンデ」と匂わせるような表記は人種差別です。 また、性的マイノリティの人も既に社会に溶け込んでおり特別扱いすること自体が差別です。昔からともかく現代において条例に盛り込むのは性的マイノリティに対し無礼です。
33	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	市内には、情緒障がいの児童が通う施設が整っていません。喫緊の課題です。 3つ目の趣旨について ★市は、障がいのある子どもも、地域で尊厳をもって成長していくことができるよう、障がいがある子どもが、市内の学校に通う場合には、子ども一人ひとりに支援員を配置する必要を認識し、人的な支援体制を整えます。 ★障がいがある子どもが、尊厳をもって地域で共に生きていくことができるよう、子どもを取り巻く特別支援教育における環境を見直し、情緒障がい特別支援学級などの物理的・人的支援体制を整えます。
34	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	また、子どもからおとなへの移行支援という項目は不要。条例冒頭で子どもの定義を18歳未満と指定するのなら、18歳以降の支援については本条例ではなく他の管轄にすべき。
35	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	いずれも子供のためになるような支援とは見受けられません。このようなことより、他に税金を使うべき場所に使ってください。
36	第6章 子どもの安全、安心の確保	子どもの権利条例は不要です。
37	第6章 子どもの安全、安心の確保	「22 暴力および虐待の防止」について、「子どもに対する暴力および虐待」という文言は、「虐待、体罰、いじめなど、子どもに対するすべての暴力」としたほうが子どもにとってもイメージしやすいと思います。 そのうえで、23の「子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません」という規定案は削除するべきです。いじめ防止対策推進法も踏まえた規定案と推察しますが、子どもの権利を保障するための条例にこのような禁止規定を盛りこむのは場違いです。前文でも「おとなと子どもはお互いの権利を理解し、尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。また、わたしたち子どもはお互いを尊重し合って行動することができます。」と宣言されており、24についてもいじめの防止について独立の規定が置かれていることから、それで十分と考えます。

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
38	第6章 子どもの安全、 安心の確保	「いじめ」という犯罪はありません。 「いじめ」という表現を使う時点で、解決するつもりがないのではないかと思います。 「いじめ」という表現を使わず、犯罪の名称を使って下さい。 「名誉棄損」「傷害」等 教師による暴力、心的脅迫などもあります。 場合によっては教育行政に意見すると明記して下さい。 大津市で、学校での脅迫恐喝嫌がらせ等で自殺した生徒が記事になった事がありますが 兵庫県は既にこども権利条例を制定しており、学校が安全の場所であるようにする条文がありました。 結局何も機能していなかった事がわかります。 武蔵野市で「いじめ」が改善されない場合の、調査委員会等の責任、ペナルティを明記しておいて下さい。
39	第7章 子どもの権利擁 護のしくみ	委員会とか、醜い大人の利権が恥ずかしい。 児童委員制度はどうしたんですか？ 費用が発生するのに同じように名前だけになるのじゃないですか？
40	第7章 子どもの権利擁 護のしくみ	子どもの権利条例は不要です。
41	第7章 子どもの権利擁 護のしくみ	こういう条例にはこのような謎の委員の設置がつきものですが、この擁護委員とは、成果を上げなくても必ず 固定の報酬を得られる人たちですよね。財源は税金でしょうか。 いじめ等に関する相談員の設置はまだわかるが、何だかよくわからない役割にばら撒くほど税金は余っていな いし、それに気づかないほど市民もバカではない。
42	第8章 条例の推進体制	子どもの権利条例は不要です。
43	第8章 条例の推進体制	マッチポンプ。
44	その他	素案をそのまま掲載したら不都合な合理的な理由はあるのですか？全ての面で現市政の「市民の意見を聞いた」には疑問があります。
45	その他	やめたほうが市民のためにも、子供のためにも得策です。 左翼のクレヨンハウスも近々武蔵野市へ移転。武蔵野市の向かっている未来が大変心配です。
46	その他	まず駅前の駐輪場売却問題について、きちんと説明をしてください。
47	その他	無理にも、子供達の権利を条例化しなければいけない目的は何故ですか？ 日本人としての理念と全く違う方達にこそ必要なものだと思いますが、逆に理念を悪用して、揉め事を起こす 人に利用された場合には、最悪なケースになりかねないと思います。
48	その他	こども基本法にない条文は違法です。 こども基本法と照らし合わせて矛盾が無いようにして下さい。 子供に関する民間支援団体、委員会に不正が発生した場合の責任の所在を明らかにしておいて下さい。
49	その他	支援民間団体が非営利団体の場合も、それ以外の場合も、HP等に領収書の提示までするなど明朗会計の証拠 を常にHPに出して下さい。 ※今回関わる団体に関わらず、武蔵野市認定の非営利団体の会計を領収書まで含めてHPで自由に閲覧できる ようにして下さい。
50	その他	何が自由で権利であるのか、憲法12条を必ず明記して下さい。
51	その他	子どもの権利条例に反対します。
52	その他	本条例は必要ない。
53	その他	子どもという表記をやめて、子供に統一してほしい。なぜ子どもとひらがなにするのか。市役所なんだから、 日本語をもっと大切にほしい。

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
54	その他	この条例よりも、今の不登校が急増している現状への対応のほうがよっぽど大事。頭でっかちの条例をつくるよりも、もっと市の職員が現場に出かけていって、何が起きているか、どうしたらいいか、汗と知恵を流すべき。机に座っていて大学の先生と楽しくお話ししたような条例にうつつを抜かしている場合ではない。人の命がかかっている。すぐに市の職員は各学校に毎日行き、生徒の様子を観察すべきだ。なぜ不登校が増えているか、アンケートをとったり、調査をしたり、エビデンスを積み上げるべきだ。生徒が何を考えているか、どこに原因があるのか。先生に問題はないのか。学校そのものが存在価値がなくなっているのではないか。市役所として、担当職員は全力を挙げて取り組むべきだ。
55	その他	本条例に反対します。 正直、意味が分らないです。 何を考えてのこの条例ですか？馬鹿馬鹿しいとさえ思います。 このような無意味な条例を作っている暇があったら、もっと現場を知る努力をなさい。 公務員と議員の「仕事のあり方」を改めなさい。 それとも、何か別の理由でもあるんですか？市長さん。
56	その他	子どもの権利条例に反対です。
57	その他	必要ないと感じました。子供を守るというのはこういうことでは無いと思います。 寧ろ合法的に親から引き離すための条例の様に感じました。 悪用されたらどうなるか考えると恐ろしいです。
58	その他	素案を何度読み返しても子供が社会に出たときに「常識」とされるものを『学ぶ権利』がなく、むしろ意図的に排除されているように見受けられます。子供は未完成な存在であり教育を受ける事で学び、成長するというごく当たり前の視点を意図的に排除し、大人と対等の存在であるかのような詭弁が根底にあると感じました。 ごく基本的な知識 論理的な思考を習得する前に権利を振りかざす事だけを覚えた子供が育ってしまう可能性が高い事を危惧します。
59	その他	そもそも本条例の『立法事実』は何でしょうか。何をどう是正する事が目的なのか市としては具体的に明らかにする義務があると思います。
60	その他	例えば、冬に半袖半ズボンで体育をする、これに対して「寒い」と主張しても先生は「走れば温くなる」と、取り上げてくれないでしょう。 実際は先生の説明を聞く間に準備運動の汗が冷えきっているのに、鼻風邪をひいて寒いかもしれないのに、です。 何年も学校の要望書に真冬の体育の半そで半ズボンはナンセンスだと書いていますが、一向に改善されません。結局は先生が問題だととらえられなければそれまで。この条例だってそうなのは、現場運営の裁量ひとつでどうにでもなってしまうのでは？と危惧しています。
61	その他	中学生くらいになると、現実疑問を感じ、意見表明をする場も増えます。が、「ムダ」「我慢しろ」「責任誰がとるの？」と一蹴されたと聞きます。 相談や主張する権利があっても、「受け止めてもらう権利」がなければ、受け止めてもらえません！！！！
62	その他	性暴力などニュースでは耳にするが、子どもが学校でも知らされていない言葉は多い 必要なことなのだから、各家庭にお任せします、ではなく、学校でこそ広く教える、伝える必要性があると強く思う 情報源がネット経由になって、歪んだ情報が伝わりやすい分野こそ、規制だけをするのではなく、きちんと理由を、何がどうなっているのかを、段階を踏んで、年齢別にしっかりと教えるべき。 「いかのおすし」だけでは生ぬるい。
63	その他	先生方には子どもたちにも色々いる、接し方や声掛けひとつでどうにでも変わるのだということをもう少し勉強して頂きたい。
64	その他	子どもの権利条例に反対
65	その他	武蔵野市に子どもの権利に関する条例は不要です。 そもそも子どもの権利が侵害されている具体的な実情があるのでしょうか？そうでなければ予算を付けてまでやる話ではありません。
66	その他	授業参観があったら次の日休みにしてほしい。

	章	ご意見 (原則、原文のまま記載)
67	その他	子供も大人と同じように意見を述べられそれを尊重されたいですね
68	その他	武蔵野市長は全く信用できない。職員は上ばかり見ていないで、市民のために仕事をしてほしい。いま、このメッセージを見ているあなた。行動して欲しい。
69	その他	こんなふざけた条例は決して許されるものではない